

東京都心身障害者福祉手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

東京都心身障害者福祉手当に関する条例（昭和四十九年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

東京都障害者福祉手当に関する条例

第一条中「心身障害者福祉手当支給制度」を「障害者福祉手当支給制度」に、「心身障害者の」を「障害者
の」に改める。

第二条中「心身障害者福祉手当」を「障害者福祉手当」に改める。

別表支給対象の欄中ただし書を削り、同欄に次の一号を加える。

四 精神障害者であつて、精神の障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十
五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める表のうち、二級以上であるもの

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者に対しても福祉手当を支給するとともに、社会経済情勢の変化に
伴い、支給要件を改める必要がある。

東京都心身障害者福祉手当に関する条例（昭和四十九年東京都条例第六十一号）新旧対照表

改 正 案

東京都障害者福祉手当に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、東京都と東京都の区域内に存する市町村（以下「市町村」という。）が一体となつて、障害者福祉手当支給制度の実現を図ることにより、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(東京都の措置)

第二条 前条の目的を達成するため、東京都は、市町村が条例を制定して行う障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給に要する経費を負担する。

第三条から第六条まで (現行のとおり)

別表 (第三条関係)

支給対象	支給額	支給期間及び 支 払 期 月	支給制限
二十歳以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「障害者」といいう。）に支給する。	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

現 行

東京都心身障害者福祉手当に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、東京都と東京都の区域内に存する市町村（以下「市町村」という。）が一体となつて、心身障害者福祉手当支給制度の実現を図ることにより、心身障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(東京都の措置)

第二条 前条の目的を達成するため、東京都は、市町村が条例を制定して行う心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給に要する経費を負担する。

第三条から第六条まで (略)

別表 (第三条関係)

支給対象	支給額	支給期間及び 支 払 期 月	支給制限
二十歳以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「障害者」といいう。）に支給する。	(略)	(略)	(略)

五歳以上の者及び

障害者となつた年

齢が六十五歳未満

の者で六十五歳に

達する日の前日ま

で認定の申請を

行わなかつたもの

(東京都規則で定

める事由により申

請を行わなかつた

者を除く。)には、

支給しない。

一から三まで (略)

一から三まで (現
行のとおり)

四 精神障害者で

あつて、精神の

障害の程度が、

精神保健及び精

神障害者福祉に

関する法律施行

令 (昭和二十五

年政令第六百五十
五号) 第六条第

三項に定める表

のうち、二級以
上であるもの